



2022年7月22日

各 位

会社名	株式会社トライステージ
代表者名	代表取締役社長 倉田 育尚 (コード番号:2178 東証グロス)
問合せ先	経営管理部長 棚田 正人
電話番号	03-5402-4111

## 株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年6月30日付けプレスリリース「株式併合、単元株式数の定めの変更に関するお知らせ」（以下「2022年6月30日付けプレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に関する議案について本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案通り承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2022年8月21日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年8月22日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロス市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合の割合  
当社株式について、5,782,400株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
25,189,285株  
(注) 6月30日開催の当社の取締役会において、2022年8月23日付で、当社の自己株式5,327,912株を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数  
25,189,288株  
(注) 6月30日開催の当社の取締役会において、2022年8月23日付で、当社の自己株式5,327,912株を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社BCJ-60（以下「公開買付者」といいます。）及び双日株式会社以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へに交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化することを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2022年8月22日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である565円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へに交付することができるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2022年6月30日付けプレスリリースに記載のとおりです。

- ① 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び双日株式会社のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2022年7月22日（金）
整理銘柄指定日	2022年7月22日（金）
当社株式の売買最終日	2022年8月19日（金）（予定）
当社株式の上場廃止日	2022年8月22日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2022年8月24日（水）（予定）

以上